

立命館大学 学友会所属 登録団体 山歩会 会則

施行	昭和四九年四月二三日
改正	昭和五〇年一月二五日
	昭和五六年四月二八日
	昭和六二年四月一日
	平成二年四月二四日
	平成六年一月二八日
	平成一四年二月二日
	平成一五年八月二日
	平成一六年二月二日
	平成一七年二月四日
	平成一八年二月七日
	平成一九年二月四日
	平成二〇年二月五日
新会則施行	平成二一年二月五日

本会則は、本会の民主的且つ円滑な運営と、本会の永続並びに発展を期し、制定される。

第一章 総則

第一条 【会則の目的】

本山歩会会則（以下「本会則」という。）は、本会について必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 【名称】

本団体を立命館大学学友会所属、登録団体「山歩会」（以下「本会」という。）と称する。

第三条 【本部】

本会はその本部を立命館大学に置く。

第四条 【本会の目的】

本会は、会員相互の信頼と友愛の基礎に立った上に於いて、山を散策し、山に学び、山を愛し、山を保護することを持ってこれを目的とする。

第五条 【活動】

本会の活動を以下のように定める。又、活動は各会期にて行うものとする。

- 一 夏季並びに春季に各一回、上半期並びに下半期に於ける登山活動の総括として行う、宿泊を伴う山行企画の名称を夏季開催を夏山合宿、春季開催を春山合宿（以下「夏山並びに春山合宿」という。）と称する。尚、夏山並びに春山合宿の実施にあたっては下記の条件の下に実施する。
 - イ 毎年度の夏季並びに春季の長期休暇期間を利用して行うものとする。
 - ロ 原則として、本会会員全員参加の下に行うものとする。
- 二 夏山並びに春山合宿に含まない教育を目的とした活動企画を教育合宿と称する。
- 三 合宿に準ずる活動として、上半期並びに下半期に各一回の開催数を以て行う、宿泊を伴う山行企画を、定例山行と称する。尚、定例山行の実施にあたっては下記の条件の下に実施するものとする。
 - イ 原則として、本会会員全員参加の下に行うものとする。
- 四 合宿、定例山行に準ずる活動として行う山行企画を個人山行と称する。
- 五 登山行動を含まない活動として行う企画を個人企画と称する。
- 六 立命館大学衣笠キャンパス並びに同びわこ・くさつキャンパス（以下「両キャンパス」という）内に於いて、両キャンパスに在籍する立命館大学山歩会会員（以下「本会会員」という。）によって両キャンパス毎に行われる会議を例会と称する。
- 七 立命館大学衣笠キャンパス又は同びわこ・くさつキャンパス（以下「各キャンパス」という）内に於いて、両キャンパスに所属する本会会員によって行われる合同会議を合同例会と称する。
- 八 本会会員全員によって行われる本会の意思決定会議を総会と称する。

又、全会員に於いて行われる夏山並びに春山合宿、教育合宿並びに定例山行を全体山行と称する。

第六条 【会期】

本会の会期を、二月始め、一月締めと定める。

第二章 運営組織

第七条 【組織構成】

本会に於ける運営組織を以下のように定める。又、運営組織の構成役員は本会則第四章に定める。

一 執行部

執行部役員によって構成され、本会の活動全般を定める。本会唯一の執行機関である。

第三章 会員

第八条 【義務】

本会会員は本会則に定める事項を遵守しなければならない。

第九条 【権利】

本会会員は、以下に定める権利を有する。

- 一 本会に於ける財産を使用する権利
- 二 入会に際し、会則等の必要事項の説明を会から受ける権利
- 三 各役職に就く権利
- 四 総会、合同例会、例会等に於ける、参加権及び発議権並びに発言権、投票権
- 五 執行部会議での処分検討を受ける権利
- 六 執行部会議並びに総会で決定した処分に対して不服申し立てを行う権利

第一〇条 【入会】

入会に関しては、下記に定めるすべての資格を満たす者であれば、学部、回生、性別、出身地等を問わず等しく受け入れられなければならない。

- 一 立命館大学学部生並びに同大学院生、又は、本会への所属経験を有する他大学学部生並びに大学院生。
- 二 入会届を執行部に提出できる者。
- 三 本会の用意する保険に加入する者。
- 四 本会則第八条に定める本会会員の義務を遂行可能な者。
- 五 本会則第四条に定める本会の目的を遂行可能な者。

第一一条 【退会】

退会に関しては、退会を希望する日から起算して一週間前までに退会届を執行部に提出することを以てこれを認める。尚、本会会員は退会に際し、個人の意思により自由に退会することができ、又それは本会執行部並びにその他権力によるいかなる強制もこれを受けてはならない。

第十二条 【処分】

本会会員が、本会の名誉を毀損した場合、本会則違反があった場合等、本会に不利益をもたらしたと認められる場合は、執行部会議によって処分を決定し、被処分者はこれを受けなければならない。

第十三条 【処分の種類】

処分の種類について、以下のように定める

- 一 厳重注意
執行部会議の権限に於いて決定し、同会議から言い渡される口頭処分である。
- 二 除名
執行部会議によって召集された総会に於いて決定し、同会議から言い渡される処分である。

第四章 役員

第一四条 【執行部】

本会に於ける執行部は以下の役員を置くこととし、任期は一年間とする。尚、役員は毎年度の新三回生が就くものとする。又、役職名の後に定員を示してあるものについては必ずその定員の下で、役員を就けなければならない。

一 会長（一名）

当会の運営を総理し、会の代表となる。

二 副会長（二名）

会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代行する。

三 書記

書記に関する業務に於ける主担となる。議案の起草、整理及び議事の記録、文書の編集及び発行、活動記録の整理保管を行う。

四 会計（一名）

財務に関する業務に於ける代表責任者となる。財産や収入支出に関する経理業務全般を行い、出納簿を記録管理すると共に、年度末に収支決算の報告を行う。

五 装備

装備に関する業務に於ける主担となる。本会が所有する装備の保管及び修繕、維持等の管理業務を行う。

六 食糧

食糧に関する業務に於ける主担となる。合宿及び定例山行等の企画に於ける食糧計画の立案、購入等の業務を行う。

七 保険

保険及び衛生に関する業務に於ける主担となる。本会会員の保険加入に関する業務、医薬品の保管及び維持等の管理業務を行う。

八 渉外

外務に関する業務に於ける主担となる。合宿及び定例山行等に於ける会外との交渉並びに連絡等の外務業務を行う。

九 広報

広報並びに ML に関する業務に於ける代表責任者となる。HP 並びに ML、その他宣伝媒体の管理並びに作成、維持等の広報業務を行う。

一〇 企画

企画に関する業務に於ける主担となる。総会並びに合同例会、例会、合宿又は定例山行以外の行事の企画、主催を行う。

一一 教育・安全

教育に関する業務に於ける主担となる。本会会員の登山技術及び知識の習得、向上の指導に当たり、教育業務を行う。

ただし、会長、副会長、会計の兼任はこれを認めない。又、他サークルのこれに関しても同様とする。

第一五条 【選出】

各役員を選出に関しては、各会期初めに互選により選出する。尚、役員就任者には、会長より認証書を交付する。

第一六条 【停職および解任】

役員が定められた任務を故意に履行しない場合又は執行部会議にてその必要性が決議された場合、執行部会議を会長権限に於いて召集、開催し同会議に於いて処分を決定するものとする。

第一七条 【退任】

各役員は次に定める事項に該当した時、退任する。

- 一 総会に於いて、出席者の二／三以上を以て不信任案が可決されたとき。
- 二 役員本人の退会又は退任希望が執行部により受理されたとき。
- 三 役員本人が解任処分又は除名処分を受けたとき。

第一八条 【欠員補充】

各役員役職に欠員が生じた場合は、欠員が生じた日から起算して一カ月以内に執行部役員に於いては本会則第八章、その他の役職については各役員選出規定に基づき後任の役員を選出せねばならない。又、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第五章 会合

第一九条 【総会】

総会は本会会員を以って構成する最高議決機関である。

第二〇条 【総会権限】

総会は以下の事項を行う。

- 一 予算・決算の報告
- 二 会則制定及び改正の承認
- 三 安全対策要綱・執行部方針の発表及び承認
- 四 その他重要事項の決定

第二一条 【総会召集】

総会の召集は執行部の承認を得て、下記の場合のうち特に必要のある時に執行部会長によって行われる。

- 一 全会員の一／五以上の要請のある場合
- 二 執行部が必要と認めた場合

第二二条 【運営】

総会の運営は執行部がこれを行う。

第二三条 【決議】

総会は全会員の二／三以上の出席がなければ、これを開き議決することはできない。議決は出席者の過半数をもってし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第二四条 【議決権の例外】

総会に於ける議長は議決権を持たない。

第二五条 【議長】

総会に於ける議長は、執行部会長又は副会長が就くものとする。

第二六条 【委任】

止むを得ない事由により総会に参加出来ない者は、他の会員に議決権を委任することにより自らの意思を提示することができる。又、その際は当該会員は議決参加者とみなされるものとする。

第六章 例会

第二七条 【例会】

例会は両キャンパス内に於いて、両キャンパスに在籍する本会会員によって両キャンパス毎に行われる会議で、各活動の企画立案並びに告知、報告等や会員相互の親睦を深める活動等を行う。

第二八条 【決議】

例会及び合同例会に於ける議決は出席者の過半数をもってし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第二九条 【議決権の例外】

例会に於ける議長は議決権を持たない。

第七章 山行

第三〇条 【山行の種類】

本会に於ける山行の種類を本会則第一章第五条に基づき次のように定める。

- 一 夏山並びに春山合宿
- 二 定例山行
- 三 個人山行

第三一条 【パーティー】

山行を行う際は適切な人数に於いてパーティーを編成しなければならない。

第三二条 【パーティーリーダー及びサブリーダー】

山行を行う際はパーティーの指揮を執るパーティーリーダー（以下「PL」という。）及びサブリーダー（以下「SL」という。）（以下「PL及びSL」という。）を選出せねばならない。

第三三条 【PLの権限】

PLは山行中、自らが所属パーティーを指揮・統括する。又、各パーティーメンバーはこれに従わねばならない。

第三四条 【装備貸与】

企画に参加するもので、本会所有の装備の貸与を受けようとする者は、予め装備の許可を受けなければならない。

第八章 安全

第三五条 【安全対策】

執行部は本会会員の安全及び生命を確保することを目的とした安全対策を安全対策要綱として定め、総会に於いてその承諾を受けなければならない。

第三六条 【安全対策の成立要件】

安全対策としての成立要件を次のように定める。

- 一 山行実施に関する制限・禁止並びに厳守事項
- 二 事故発生時の対策法並びに連絡体制
- 三 対策に関連する資金の金額並びに用途の設定
- 四 対策に関連する資金の積み立て並びに運用

第三七条 【事故対策金】

本会は事故発生時の活動資金として一定額の積立金を持つものとする。又、本資金の他目的への流用はこれを認めない。

第三八条 【事故対策金の積立】

事故対策金は主に山行参加者の納入する事故対策積立金並びにその他寄付によりこれを積み立てる。

第三九条 【事故対策金の設定】

事故対策金積立金の金額並びに徴収方法は執行部がこれを決定し、総会に於いてその承認を得なければならない。

第四〇条 【安全遂行】

執行部は自らの定める安全対策に従い、山行の安全確保を行わねばならない。

第四一条 【安全対策遵守義務】

本会会員は執行部の定める安全対策を遵守し、行動する義務を負う。

第四二条 【保険加入義務】

本会会員は本会が用意する保険に加入する義務を負う。

第四三条 【非会員の保険】

非会員が本会の企画に参加しようとする場合、同意書の提出を必要とする。

第四四条 【活動認可】

本会会員が何らかの活動を行う際は執行部会長又は副会長へ企画書を提出し、その審査並びに認可を受けなければならない。又、その提出期限は次の通りである。

- 一 企画
出発日前日迄
- 二 山行
出発日から一週間前迄

第四五条 【書類提出】

本会会員が何らかの企画を行う際は執行部会長又は副会長への各種書類の提出を必要とする。各企画に対する必要書類は次の通りである。

- 一 企画
企画書並びに簡易報告書

- 二 山中泊を伴わない山行
企画書並びに簡易報告書。及び執行部会長又は副会長への登山届の提出。
- 三 山中泊を伴う山行
企画書並びに報告書。及び執行部会長又は副会長並びに関係機関への登山届の提出。

第九章 会計

第四六条 【会計年度】

本会の会計年度を、会期に合わせ、二月始め、一月締めと定める。

第四七条 【運用】

本会の会計は会費、事業利益並びに寄付金その他によりこれを運用する。

第四八条 【会費種別】

本会の会費は、定期的に納入される通常会費と、不定期に納入される臨時会費からなる。

第四九条 【通常会費】

本会の通常会費は年額金五〇〇〇円とする。

第五〇条 【臨時会費】

止むを得ない事由により執行部が臨時会費徴収を決定し、且つ合同例会でそれが決議された場合は臨時会費の徴収ができるものとする。又、臨時会費の金額は執行部がこれを決定し、合同例会に於いて決議される。

第五一条 【会費納入】

会費納入先は会計とする。

第五二条 【決算】

本会に於ける決算は毎年二月に行われる決算を以て年度最終決算とする。尚、大学機関等からの要請があった場合はこの限りでなく、速やかにそれに応じるものとする。

第五三条 【決算報告】

本会会計が行う各決算は執行部会長、副会長による会計監査を受けた後、執行部への報告を経て、その承認を得なければならない。

第五四条 【監査】

本会に於ける監査業務は執行部会長、副会長がこれを行うものとする。

第一〇章 改正

第五五条 【改正の発議】

本会則の改正の発議は次の条件の下に行われる。

- 一 全会員の過半数の発議要請がある時
- 二 執行部役員の二／三以上の発議賛成があったとき

第五六条 【改正案の作成】

本会則改正案の作成は本会則第一〇章第五五条の何らかの項により発議された際、執行部によって行われ、総会に提出される。

第五七条 【改正の承認】

本会則改正案は総会に於いて出席会員の二／三以上の賛成を以て承認される。

第一一章 附則

第五八条 【施行】

本会則は平成二一年二月五日より施行する。